第１号様式（後付安全運転支援装置の性能認定の申請書）

|  |
| --- |
| 受付番号（※）受付年月日（※）後付安全運転支援装置の性能認定の申請書国土交通大臣殿年　　　月　　　日　　申請者の氏名又は名称　　　　　　　　　住　　　　　　　　所　　　　　　　　　　装置の名称及び型式装置の種類装置の認定に係る基準備考 |

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)※印の欄は、申請者が記入しないこと。

(2)申請書及び添付書面の提出は、電子メールを用いた方法（電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る）とすることができる。

第２号様式（後付安全運転支援装置の性能認定の既認定申請書）

|  |
| --- |
| 受付番号（※）受付年月日（※）後付安全運転支援装置の性能認定の既認定申請書国土交通大臣殿年　　　月　　　日　　申請者の氏名又は名称　　　　　　　　　住　　　　　　　　所　　　　　　　　　　装置の名称及び型式装置の種類装置の認定に係る基準変更を行う日有効期間が満了する日備考 |

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)※印の欄は、申請者が記入しないこと。

(2)申請書及び添付書面の提出は、電子メールを用いた方法（電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る）とすることができる。

第３号様式（後付安全運転支援装置の性能認定の廃止届）

|  |
| --- |
| 受付番号（※）受付年月日（※）後付安全運転支援装置の性能認定の廃止届国土交通大臣殿年　　　月　　　日　　届出者の氏名又は名称　　　　　　　　　住　　　　　　　　所　　　　　　　　　　装置の名称及び型式装置の種類装置の認定に係る基準廃止を行う日備考 |

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)※印の欄は、届出者が記入しないこと。

(2)届出書及び添付書面の提出は、電子メールを用いた方法（電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る）とすることができる。

第４号様式（後付安全運転支援装置の性能認定の変更届）

|  |
| --- |
| 受付番号（※）受付年月日（※）後付安全運転支援装置の性能認定の変更届国土交通大臣殿年　　　月　　　日　　届出者の氏名又は名称　　　　　　　　　住　　　　　　　　所　　　　　　　　　　装置の名称及び型式装置の種類装置の認定に係る基準変更を行った日備考 |

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)※印の欄は、届出者が記入しないこと。

(2)申請書及び添付書面の提出は、電子メールを用いた方法（電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る）とすることができる。

第５号様式（試験及び評価結果通知書）

|  |
| --- |
| 文書番号　　年　　月　　日国土交通大臣殿事務局の長　　　後付安全運転支援装置の性能認定試験及び評価結果通知（合格／不合格）について月　日に申請のあった、下記に掲げる装置について試験及び評価を実施した結果「後付安全運転支援装置の性能認定実施要領」（令和２年国土交通省告示第479号）の認定基準に（適合／不適合）と判断したので通知します。記装置の名称及び型式装置の種類装置の認定に係る基準装置の申請者の氏名又は名称及び住所装置の機能及び作動条件装置の認定に係る条件その他の特記事項備考 |

（日本産業規格Ａ列４番）

第６号様式（認定結果通知書）

|  |
| --- |
| 文書番号　　年　　月　　日　　　　　　　　　殿国土交通大臣　　　　　後付安全運転支援装置の性能認定について下記に掲げる装置について評価した結果「後付安全運転支援装置の性能認定実施要領」（令和２年国土交通省告示第479号）の認定基準に（適合／不適合）と認定したので通知します。記装置の名称及び型式本申請者の氏名又は名称及び住所装置の種類装置の認定に係る基準認定申請日基準適合の装置の認定に係る条件その他の特記事項認定の有効期間備考 |

（日本産業規格Ａ列４番）

別記様式１（自己確認表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別記様式１－１　後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進等抑制装置 |  |  |
| 自己確認表 |
| 1.　申請者 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 第２条本文第１ | 次に掲げる者であること。(1) 後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進等抑制装置（以下「後付検知機能付急発進抑制装置」という。）の製作を業とする者(2) (1)に掲げる者から装置を購入する契約を締結している者であって、当該装置を販売することを業とする者（(1)に掲げる者から当該装置の試験及び評価に必要な情報の提供を受けることができる者に限る。） | 　 | 　 | 資料番号① |
| 2.　機能等 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 2.2.1.　 | 前方及び後方のいずれにおいても、発進時等に後付検知機能付急発進抑制装置が作動すること。 | 　 | 　 | 資料番号② |
| 2.2.2.　 | 後付検知機能付急発進抑制装置の作動状況（当該装置が有効又は無効である状態をいう。以下同じ。）を表示器等により運転者に分かりやすく示すことができること。 | 　 | 　 | 資料番号③ |
| 2.2.3.　 | 後付検知機能付急発進抑制装置に異常が発生したときに、その旨を表示器等により運転者に分かりやすく示すことができること。 |  |  | 資料番号④ |
| 2.2.4.　 | 障害物を検知している場合において、ペダル踏み間違いをした場合には、加速を有効に抑制するとともに、運転者に警報すること。 |  |  | 資料番号⑤ |
| 2.2.5.　 | 運転者がスイッチ等により容易に後付検知機能付急発進抑制装置の機能を停止することができること。 |  |  | 資料番号⑥ |
| 2.2.6.　 | 後付検知機能付急発進抑制装置の使用（2.2.5.のスイッチ等の操作を含む。）及び使用時の故障により、急発進、急加速、急制動その他予期しない自動車の動作及び自動車の機能の低下を招くおそれがないこと。 |  |  | 資料番号⑦ |
| 3.　体制等 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 2.3.1.　耐久性等の確認 | 後付検知機能付急発進抑制装置を使用する環境において、当該装置が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有することについて、申請者による社内規格が整備され、試験等により確認が実施されていること。 | 　 |  | 資料番号⑧ |
| 2.3.2.　取扱説明書の提供 | 後付検知機能付急発進抑制装置を正しく安全に使用するために必要な機能、使用方法、使用条件、注意事項及び異常が発生した場合の対処方法を明示した使用者用の取扱説明書が提供されていること。 | 　 | 　 | 資料番号⑨※取扱説明書を添付すること |
| 2.3.3.　販売時の確認及び説明 | 後付検知機能付急発進抑制装置の販売時に、申請者の指定する取付方法等に従い、自動車への取付け及び動作確認等が行われていること。また、使用者に対し2.3.2.の取扱説明書の内容が適切に説明されていること。 |  |  | 資料番号⑩※取扱説明書を添付すること※運転者への説明内容・方法が分かる資料を添付すること |
| 2.3.4.　取付け可能な事業者の管理 | 後付検知機能付急発進抑制装置を正しく取り付けることができると認められる事業者の有すべき資格要件が定められており、当該資格要件を満たす事業者（以下「取付事業者」という。）の情報が申請者により管理されていること。 | 　 | 　 | 資料番号⑪ |
| 2.3.5.　取付け可能な自動車の特定 | 後付検知機能付急発進抑制装置を適切に取り付けることができる自動車の型式及び製作時期が特定されていること。 |  |  | 資料番号⑫ |
| 2.3.6.　点検整備の方法に係る情報の提供 | 後付検知機能付急発進抑制装置の点検及び整備を適切に実施するために必要な情報が使用者に提供されていること。 |  |  | 資料番号⑬※点検整備要領を添付すること |
| 2.3.7.　後付検知機能付急発進抑制装置を取り付けた自動車の情報の管理 | 後付検知機能付急発進抑制装置を取り付けた自動車を特定できる車台番号等の情報が申請者又は取付事業者により管理されていること。 |  |  | 資料番号⑭ |
| 2.3.8.　修理体制の整備 | 後付検知機能付急発進抑制装置の不具合等に対して修理を行う体制が整備されていること。また、修理用の部品が入手可能であること。 |  |  | 資料番号⑮ |
| 2.3.9.　不具合情報等の収集 | 後付検知機能付急発進抑制装置の安全に係る苦情及び不具合の情報を運転者等から収集し、改善の必要性を判断する体制が整備されていること。 |  |  | 資料番号⑯ |
| 2.3.10.　品質管理 | 均一性を有する後付検知機能付急発進抑制装置を製作できるよう適切な品質管理が行われていること。 |  |  | 資料番号⑰※社内の品質管理要領を添付すること |
| 2.3.11.　保証期間 | 後付検知機能付急発進抑制装置の保証期間が定められていること。 |  |  | 資料番号⑱※保証書を添付すること |
| 2.3.12.　後付検知機能付急発進抑制装置の取付方法等に対する説明体制 | 後付検知機能付急発進抑制装置の取付方法及び使用方法等について、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く日の昼間に問合せがあった場合に、説明できる体制が整備されていること。 |  |  | 資料番号⑲ |
| 4.　後付検知機能付急発進抑制装置の販売実績等 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 2.4.1.　 | 市場での使用状況等を把握するのに十分な販売実績があること。ただし、これに代える後付装置搭載車の走行試験実績等がある場合は、この限りでない。 |  |  | 資料番号⑳別記様式２ |
| 2.4.2.　 | 後付検知機能付急発進抑制装置の製作又は販売を１年以内に終了する予定がないこと。ただし、既に認定が行われた装置であって、製作又は販売が終了した後も認定の基準に適合するよう申請者が必要な措置を講じる場合は、この限りでない。 |  |  | 資料番号㉑ |
| 2.4.3.　 | 後付検知機能付急発進抑制装置又はその一部は、自動車から容易に離脱するもの、その取付部に緩み又はがたがあるもの、その表示が貼り付けられた紙又は粘着テープ類に記入されているものその他の一時的に取付けられたものでないこと。 |  |  | 資料番号㉒ |

（注）後方の障害物検知機能を有しない後付障害物検知機能付急発進抑制装置にあっては、後方の発進時等の機能等については、別記様式１－２を使用すること。

以下の認定に係る留意事項を確認した場合は、□にチェックすること。

* 認定が行われた装置が認定に係る基準及び条件に適合するよう維持しなければならないこと。
* 認定が行われた装置が本文第７の報告事項に該当するときは、速やかに国土交通省及び事務局に報告しなければならないこと。
* 認定が行われた装置について、書面の提出、装置及び後付装置搭載車の提示並びに業務に関する報告（以下「報告等」という。）を求められた場合は、それに応じること。
* 認定が行われた装置について、次のいずれかに該当するときは、国土交通省が認定を取り消すことができること。
* 当該装置が認定に係る基準又は条件に適合しなくなったとき。
* 不正の手段により認定を受けたとき。
* 求められた報告等をせず、又は虚偽の報告等を行ったとき。
* 当該装置又は当該装置の認定について著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。

（様式４-３）

（様式４-２）

（様式４-１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別記様式１－２　後付ペダル踏み間違い急発進等抑制装置 |  |  |
| 自己確認表 |
| 1.　申請者 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 第２条本文第１ | 次に掲げる者であること。(1)後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置（以下、「後付急発進抑制装置」という。）の製作を業とする者(2) (1)に掲げる者から装置を購入する契約を締結している者であって、当該装置を販売することを業とする者（(1)に掲げる者から当該装置の試験及び評価に必要な情報の提供を受けることができる者に限る。） | 　 | 　 | 資料番号① |
| 2.　機能等 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 2.2.1. | 前方及び後方のいずれにおいても、発進時等に後付急発進抑制装置が作動すること。 |  |  | 資料番号② |
| 2.2.2.　 | 後付急発進抑制装置の作動状況（当該装置が有効又は無効である状態をいう。以下同じ。）を表示器等により運転者に分かりやすく示すことができること。 |  |  | 資料番号③ |
| 2.2.3.　 | 後付急発進抑制装置に異常が発生したときに、その旨を表示器等により運転者に分かりやすく示すことができること。 |  |  | 資料番号④ |
| 2.2.4.　 | ペダル踏み間違いをした場合に、加速を有効に抑制するとともに、運転者に警報すること。 |  |  | 資料番号⑤ |
| 2.2.5.　 | 2.2.4.の加速を抑制する範囲は、通常走行時におけるアクセルペダルの踏込み等を勘案し、運転者が予期しない加速抑制を可能な限り排除するよう設定されていること。 |  |  | 資料番号⑥ |
| 2.2.6.　 | 運転者がスイッチ等により容易に後付急発進抑制装置の機能を停止することができること。 |  |  | 資料番号⑦ |
| 2.2.7.　 | 後付急発進抑制装置の使用（2.2.6.のスイッチ等の操作を含む。）及び使用時の故障により、急発進、急加速、急制動その他予期しない自動車の動作及び自動車の機能の低下を招くおそれがないこと。 |  |  | 資料番号⑧ |
| 3.　体制等 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 2.3.1.　耐久性等の確認 | 後付急発進抑制装置を使用する環境において、当該装置が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有することについて、申請者による社内規格が整備され、試験等により確認が実施されていること。 | 　 |  | 資料番号⑨ |
| 2.3.2.　取扱説明書の提供 | 後付急発進抑制装置を正しく安全に使用するために必要な機能、使用方法、使用条件、注意事項及び異常が発生した場合の対処方法を明示した使用者用の取扱説明書が提供されていること。 | 　 | 　 | 資料番号⑩※取扱説明書を添付すること |
| 2.3.3.　販売時の確認及び説明 | 後付急発進抑制装置の販売時に、申請者の指定する取付方法等に従い、自動車への取付け及び動作確認等が行われていること。また、使用者に対し2.3.2.の取扱説明書の内容が適切に説明されていること。 |  |  | 資料番号⑪※取扱説明書を添付すること※運転者への説明内容・方法が分かる資料を添付すること |
| 2.3.4.　取付け可能な事業者の管理 | 後付急発進抑制装置を正しく取り付けることができると認められる事業者の有すべき資格要件が定められており、当該資格要件を満たす事業者（以下「取付事業者」という。）の情報が申請者により管理されていること。 | 　 | 　 | 資料番号⑫ |
| 2.3.5.　取付け可能な自動車の特定 | 後付急発進抑制装置を適切に取り付けることができる自動車の型式及び製作時期が特定されていること。 |  |  | 資料番号⑬ |
| 2.3.6.　点検整備の方法に係る情報の提供 | 後付急発進抑制装置の点検及び整備を適切に実施するために必要な情報が使用者に提供されていること。 |  |  | 資料番号⑭※点検整備要領を添付すること |
| 2.3.7.　後付検知機能付急発進抑制装置を取り付けた自動車の情報の管理 | 後付急発進抑制装置を取り付けた自動車を特定できる車台番号等の情報が申請者又は取付事業者により管理されていること。 |  |  | 資料番号⑮ |
| 2.3.8.　修理体制の整備 | 後付急発進抑制装置の不具合等に対して修理を行う体制が整備されていること。また、修理用の部品が入手可能であること。 |  |  | 資料番号⑯ |
| 2.3.9.　不具合情報等の収集 | 後付急発進抑制装置の安全に係る苦情及び不具合の情報を運転者等から収集し、改善の必要性を判断する体制が整備されていること。 |  |  | 資料番号⑰ |
| 2.3.10.　品質管理 | 均一性を有する後付急発進抑制装置を製作できるよう適切な品質管理が行われていること。 |  |  | 資料番号⑱※社内の品質管理要領を添付すること |
| 2.3.11.　保証期間 | 後付急発進抑制装置の保証期間が定められていること。 |  |  | 資料番号⑲※保証書を添付すること |
| 2.3.12.　後付検知機能付急発進抑制装置の取付方法等に対する説明体制 | 後付急発進抑制装置の取付方法及び使用方法等について、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く日の昼間に問合せがあった場合に、説明できる体制が整備されていること。 |  |  | 資料番号⑳ |
| 4.　後付急発進抑制装置の販売実績等 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 2.4.1.　 | 市場での使用状況等を把握するのに十分な販売実績があること。ただし、これに代える後付装置搭載車の走行試験実績等がある場合は、この限りでない。 |  |  | 資料番号㉑別記様式２ |
| 2.4.2.　 | 後付急発進抑制装置の製作又は販売を１年以内に終了する予定がないこと。ただし、既に認定が行われた装置であって、製作又は販売が終了した後も認定の基準に適合するよう申請者が必要な措置を講じる場合は、この限りでない。 |  |  | 資料番号㉒ |
| 2.4.3.　 | 後付急発進抑制装置又はその一部は、自動車から容易に離脱するもの、その取付部に緩み又はがたがあるもの、その表示が貼り付けられた紙又は粘着テープ類に記入されているものその他の一時的に取付けられたものでないこと。 |  |  | 資料番号㉓ |

以下の認定に係る留意事項を確認した場合は、□にチェックすること。

* 認定が行われた装置が認定に係る基準及び条件に適合するよう維持しなければならないこと。
* 認定が行われた装置が本文第７の報告事項に該当するときは、速やかに国土交通省及び事務局に報告しなければならないこと。
* 認定が行われた装置について、書面の提出、装置及び後付装置搭載車の提示並びに業務に関する報告（以下「報告等」という。）を求められた場合は、それに応じること。
* 認定が行われた装置について、次のいずれかに該当するときは、国土交通省が認定を取り消すことができること。
* 当該装置が認定に係る基準又は条件に適合しなくなったとき。
* 不正の手段により認定を受けたとき。
* 求められた報告等をせず、又は虚偽の報告等を行ったとき。
* 当該装置又は当該装置の認定について著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。

別記様式２（当該装置の導入費用及び販売実績）

装置の導入費用及び販売実績

|  |  |
| --- | --- |
| 装置の名称（型式） |  |

|  |
| --- |
| １．導入費用 |
| （１）装置の価格 |  |
| （２）取付費用 |  |
| ２．販売実績 |
| 乗用車（軽貨物含む） | 過去５年間の販売実績 | 販売開始からの累計販売実績 |
| 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 台 |
| 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |

注　本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること